第1 監査の対象

生涯学習部(生涯学習総務課,生涯学習総務課藤沢公民館,生涯学習総務課村 岡公民館,郷土歴史課,文化芸術課,スポーツ推進課,総合市民図書館,東京 オリンピック・パラリンピック開催準備室),消防局(消防総務課,予防課, 査察指導課,警防課,救急救命課,南・北消防署管理課),藤沢市民会館サー ビス・センター株式会社,公益財団法人藤沢市みらい創造財団,公益財団法人 藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体及 び公益社団法人藤沢市観光協会に係る平成29年度(2017年7月末日現在) 所管業務

第2 監査の実施日 2017年10月31日(火)

第3 監査を実施した委員

 監査委員
 中
 川
 隆

 同
 永
 井
 俊
 二

 同
 桜
 井
 直
 人

 同
 加
 藤

第4 監査の結果

1 生涯学習総務課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料(藤沢公民館及び村岡公民館に係る使用料を除く。)の収入状況は,鵠沼公民館ほか 10 公民館における公民館使用料が 27,509 件で調定額及び収入済額と もに 9,900,050 円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて,7月分を抽出して使用申請書兼減免申請書,日計表,施設使用料収納状況日誌,収納金通知書,納入済通知書等を調査した結果,適正なものと認められた。

また,10月5日に各窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は施設使用料収納状況日 誌の合計金額と一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料(藤沢公民館及び村岡公民館に係る委託料を除く。)の執行状況は,藤沢公民館ほか3館施設管理及び設備点検等業務ほか19件で,契約金額30,548,675円(単価契約における概算契約金額を含み,長期継続契約については平成29年度分の契約金額),支出済額4,431,072円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,17 件を

抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,鵠沼公民館及び片瀬しおさいセンター (片瀬公民館分館)となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月5日に現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,東日本電信電話株式会社ほか 13件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

2 生涯学習総務課藤沢公民館

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は,公民館使用料が 3,389 件で調定額及び収入済額ともに 1,144,800 円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて,7月分を抽出して使用申請書,日計表,施設使用料収納状況日誌,収納金通知書,納入済通知書等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

また,10月3日に窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は施設使用料収納状況日誌の合計金額と一致し適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,公園管理業務委託(藤沢地区)ほか2件で, 契約金額33,071,616円(長期継続契約については平成29年度分の契約金額),支出済額3,949,406円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの公民館が管理する施設は,藤沢公民館ほか 41 施設となっている。

なお,管理に関する事務の内容については,藤沢市行政組織規則によれば,公園にあって は維持管理,修繕,占用及び使用の許可並びに使用料等の徴収,緑の広場にあっては維持管 理となっている。

また,この公民館が管理に関する事務を行う施設のうちこの公民館が公有財産の所管課となっているものは,藤沢公民館及び済美館である。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては,所管課は,都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借 り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。 緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの 契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

藤沢公民館及び済美館の公有財産台帳(副本)が、「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月3日に藤沢公民館及び済美館を現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

また、その他の施設については、公園 8 箇所及び緑の広場 2 箇所を抽出して 1 0 月 3 日に現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

(ア) 目的外使用許可

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,東京電力株式会社藤沢支社 ほか9件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

7月末日現在における公園内行為許可の状況は、幼児グループつくしんぼほか 13 件と

なっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園内行為許可書(控),公 園使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(ウ) 公園占用許可

7月末日現在における公園占用許可の状況は,医療生協かながわ藤沢診療所ほか9件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園占用許可申請書,公園占用許可書(控),公園使 用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

3 生涯学習総務課村岡公民館

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は,公民館使用料が 2,558 件で調定額及び収入済額ともに 775,700 円となっている。

これらが「藤沢市公民館条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて,6月分を抽出して使用申請書,日計表,施設使用料収納状況日誌,収納金通知書,納付済通知書等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

また,10月6日に窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は収納状況日誌の合計金額と一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,公園管理業務(村岡地区)ほか4件で,契約金額31,934,524円,支出済額5,039,109円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの公民館が管理する施設は,村岡公民館ほか 39 施設となっている。

なお,管理に関する事務の内容については,藤沢市行政組織規則によれば,公園にあって は維持管理,占用及び使用の許可,使用料等の徴収及び修繕,緑の広場にあっては維持管理 となっている。

公園内の行政財産の目的外使用許可の手続きについては、所管課は、都市整備部公園課となっている。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部 公園課となっている。

緑の広場は,賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものがあるが,これらの 契約事務の所管課は,都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

この公民館に係る公有財産台帳(副本)等が,「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に 整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月6日に村岡公民館を現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。また,その他の施設については,公園 9箇所及び緑の広場 1箇所を抽出して10月6日に現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

(ア) 目的外使用許可

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,東京電力株式会社藤沢支社 ほか7件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

7月末日現在における公園内行為許可の状況は,赤坂下自治会ほか7件となっている。 これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内行為許可申請書,公園内行為許可書(控),公 園使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

(ウ) 公園占用許可

7月末日現在における公園占用許可の状況は、パークアリーナ自治会ほか 2 件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」,「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に 執行されているかどうかについて,公園内占用許可申請書,公園占用許可書(控),公園 使用料減免申請書等を調査した結果,使用料の算定に誤りがあったので,今後の事務を執 行するに当たり留意されたい。

4 郷土歴史課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は,ふじさわ宿交流館使用料が 157 件で調定額及 び収入済額ともに 15,700 円となっている。

これらが「藤沢市ふじさわ宿交流館条例」,「藤沢市ふじさわ宿交流館条例施行規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて,使用申請書兼減免申請書,使用料収納日報,収納金通知書,納入済通知書等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

また,9月15日に窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は使用申請書の合計金額と 一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,藤沢市ふじさわ宿交流館指定管理運営業務ほか 11 件で,契約金額 54,244,335 円(単価契約における概算契約金額を含み,長期継続契約に ついては平成29年度分の契約金額),支出済額6,054,850円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,文化財第1収蔵庫ほか6施設となっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

9月15日に現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,NPO法人旧モーガン邸を 守る会ほか 10件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

7月末日現在における施設の借用状況は,藤澤浮世絵館で,借用面積 168.38 坪,年間賃借料 26,186,448円,支出済額 8,728,816円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,建物賃

貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

5 文化芸術課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は,市民会館使用料が調定額及び収入済額ともに 19,554,498 円,市民ギャラリー使用料が調定額及び収入済額ともに 660,000 円,アートスペース使用料が調定額及び収入済額ともに 0円となっている。

これらが「藤沢市民会館条例」,「藤沢市民ギャラリー条例」,「藤沢市アートスペース条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,5月分を抽出して藤沢市民会館使用許可申請書,同使用料減免申請書,藤沢市民ギャラリー使用許可申請書,同使用料減免申請書,収納金通知書等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

また,10月11日に各事務室での取扱現金を実査した結果,現金残高は使用許可申請書の合計金額と一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,藤沢市湘南台文化センター指定管理運営業務ほか 13 件で,契約金額 497,444,751 円,支出済額 147,937,840 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

7月末日現在における補助金の執行状況は,藤沢市芸術文化振興事業補助金ほか1件で, 交付決定額150,604,000円,支出済額62,604,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,補助金交付申請書,同決定通知書(写),支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,藤沢市民会館及び藤沢市湘南台文化センターとなっている。

これら施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月6日に現地調査をした結果,施設の一部に危険箇所があるので,今後の施設管理に当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,藤沢市民会館サービス・センター株式会社ほか27件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

ウ 施設の借用について

7月末日現在における施設の借用状況は,藤沢市民ギャラリー及び藤沢市アートスペースで,借用面積 1,663.65 ㎡,年間賃借料 92,180,520 円,支出済額 19,727,828 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき,適切に執行されているかどうかについて,賃貸借契約書等を調査した結果,適切なものと認められた。

6 スポーツ推進課

(1) 使用料の収入は適正か

7月末日現在における使用料の収入状況は,学校屋外運動場夜間照明設備使用料が 161 件で調定額及び収入済額ともに 589,600 円,スポーツ広場使用料が 377 件で調定額及び収入済額ともに 310,380 円となっている。

これらが「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例」,「藤沢市スポーツ広場条例」 等に基づき適正に収入されているかどうかについて,5月分を抽出して使用申請書,施設使 用料収納状況月報,収納金通知書,納入済通知書等を調査した結果,収入済額は適正なもの と認められた。

また,10月5日及び同月12日に窓口での取扱現金を実査した結果,現金残高は使用申請書の合計金額と一致し,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,運動施設等指定管理運営業務ほか 12 件で,契約金額 981,293,030 円,支出済額 325,802,206 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,10 件を抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果,前払金の支払時期が適切でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,秩父宮記念体育館ほか 5 施設となっている。

これらの施設の維持管理状況について,公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月4日,同月5日及び同月12日に現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,公益財団法人藤沢市みらい 創造財団ほか 10件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,敷地内に使用に係る手続のされていないもの が見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設の借用について

7月末日現在における施設敷地の借用状況は,女坂スポーツ広場及び葛原スポーツ広場で, 借用面積 60,913.00 ㎡,年間賃借(使用)料 3,668,268円,支出済額 0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,土地使用貸借契約書等を調査した結果,適切なものと認められた。

7 総合市民図書館

(1) 図書等の購入管理は適正か

7月末日現在における図書等の購入状況は,総合市民図書館ほか3市民図書館及び11市民図書室で,12,952冊(点),契約金額19,848,287円,支出済額11,723,870円となっている。これらの図書等の購入が「藤沢市契約規則」,「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

また,図書等の管理状況に関し,現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,市民図書館事業業務ほか 13 件で,契約金額 232,604,181 円(単価契約における概算契約金額を含み,長期継続契約については平成29年度分の契約金額),支出済額 91,357,749 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,11 件を抽出して業務委託契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果,支出済額は適正なものと認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,総合市民図書館ほか3市民図書館となっている。

これらの管理状況について公有財産台帳(副本)等の調査及び現地調査をした結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,整備状況は適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

9月15日及び同月26日に対象施設の現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ほか 12 件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

8 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

9 消防総務課

(1) 消防施設等の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,南消防署,北消防署,辻堂出張所ほか 11 出張所,その他 4 施設となっている。

これらの施設等の維持管理状況について,「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて,公有財産台帳等の調査をするとともに,9月11日,同月12日及び10月11日に消防署2箇所,出張所12箇所及びその他の施設4箇所について現地調査をした結果,適切なものと認められた

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,藤沢市職員福利厚生会ほか 32件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,使用料の算定に誤りがあったので,今後の事 務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 施設敷地の借用について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設敷地の借用状況は, 辻堂出張所及び遠藤出張 所で, 借用面積 1,666.00 ㎡, 年間賃借料 3,712,398 円, 支出済額 0 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,土地賃貸借契約書等を調査した結果,適切なものと認められた。

10 予防課

(1) 危険物取扱許可等手数料の収入は適正か

7月末日現在における危険物取扱許可等手数料の収入状況は,155 件で調定額及び収入済額ともに 2.485,750 円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等の規定に基づき適正に収入されているかどうかについて, 危険物製造所貯蔵所取扱所変更許可申請書,同仮使用承認申請書,同完成検査申請書,収納 金通知書等を調査した結果,収入済額は適正なものと認められた。

11 查察指導課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

12 警防課

(1) 委託料の執行は適正か

7月末日現在における委託料の執行状況は,消防救急デジタル無線システム保守点検業務ほか 5件で,契約金額 18,829,368円,支出済額 664,092円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,業務委託 契約執行決裁書,同契約書,同部分完了届,同部分完了検査調書,支出命令等を調査した結果, 支出済額は適正なものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設は,消防団器具置場等 37 施設,防火水槽 1,002 基,消防団車両 31 台及び可搬ポンプ等消防団備品となっている。

これらの施設の維持管理状況について、公有財産台帳(副本)等の調査及び現地調査をし

た結果は,次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況等

施設の公有財産台帳(副本)等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果,適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

10月4日及び同月11日に消防団器具置場6箇所及び防火水槽10箇所を抽出して現地を調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

7月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は,江の島東町町内会ほか 15件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」,「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」 等に基づき適切に執行されているかどうかについて,行政財産使用許可申請書,行政財産 目的外使用料減免申請書等を調査した結果,適切なものと認められた。

ウ 施設用地の賃借について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設用地の賃借による借用状況は,消防分団器具置場等について9件,借用面積1,523.41㎡,年間賃貸料2,061,700円,支出済額0円,防火水槽について43件,借用面積1,024.80㎡,年間賃借料1,056,029円,支出済額3,560円,屋外消火栓配管について1件,借用面積102.60㎡,年間賃借料110,684円,支出済額0円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,土地賃貸借契約書等を調査した結果,適切なものと認められた。

エ 施設用地の地上権の設定について

7月末日現在におけるこの課が管理する施設用地の地上権設定状況は,23 箇所で設定面積 388.58 m², 地代はすべて無償となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて,地上権 設定契約書等を調査した結果,適切なものと認められた。

13 救急救命課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

14 南・北消防署管理課

(1) 車両及び備品(重要物品)等の管理は適切か

ア 車両

7月末日現在における南消防署及び北消防署に所属している車両は 79 台で,2署,12 出 張所及び1分遣所に配置されている。 これらが「藤沢市自動車管理規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて, 消防車等運転日誌,車両台帳副簿等を調査するとともに,9月11日,同月12日及び10 月11日に車両の管理状況を現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

イ 備品(重要物品)

7月末日現在における南消防署及び北消防署が管理している備品(重要物品)は 40 件で, 2署,11 出張所及び消防防災訓練センターに配置されている。

これらが「藤沢市物品会計規則」に基づき適切に管理されているかどうかについて,備品 台帳等を調査するとともに,9月11日,同月12日及び10月11日に備品の管理状況を 現地調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

15 藤沢市民会館サービス・センター株式会社

(1) 藤沢市からの受託事業について

7月末日現在におけるこの法人が市から委託を受けて実施している事業は,平成29年度藤 沢市民会館舞台・設備・受付等業務ほか1件で,契約金額は202,838,036円となっている。

これらが契約に基づき適切に執行されているかどうかについて,契約書,受託業務再委託承認願,契約締結執行伺,見積伺,再委託見積書,総勘定元帳等を調査した結果,再委託の契約手続に検討を要するものが見受けられたので,今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

16 公益財団法人藤沢市みらい創造財団

(1) 藤沢市秩父宮記念体育館他3施設に係る指定管理者の業務について

7月末日現在におけるこの法人が市からの指定(指定期間2017年4月1日から2022年3月31日までの5年間)を受けて実施しているスポーツ施設に係る管理業務は,藤沢市運動施設等指定管理業務で,平成29年度の管理運営業務に要する経費の額は899,066,000円となっている。

これが「藤沢市秩父宮記念体育館条例」,「藤沢市石名坂温水プール条例」,「藤沢市都市公園条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,基本協定書,年度協定書,募集要項,業務の内容及び基準,業務実施報告書等を調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

また,利用料金等の収納管理業務について,5月分を抽出して使用申請書,調定決裁書,収入伝票等を調査した結果,適切に管理されているものと認められた。

17 公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体

(1) 湘南台文化センターに係る指定管理者の業務について

7月末日現在におけるこの共同事業体が市からの指定(指定期間2016年4月1日から

2021年3月31日までの5年間)を受けて実施している管理業務は,湘南台文化センターの管理運営業務で,平成29年度の管理運営業務に要する経費の額は281,437,110円となっている。

これが「藤沢市湘南台文化センター条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,基本協定書,年度協定書,管理運営の基準,業務実施報告書等を調査した結果,業務の執行は適正なものと認められた。

また,10月6日に現地を調査した結果,業務の執行は適正なものと認められた。

18 公益社団法人藤沢市観光協会

(1) 藤沢市ふじさわ宿交流館に係る指定管理者の業務について

7月末日現在におけるこの法人が市からの指定(指定期間2016年4月1日から2019年3月31日までの3年間)を受けて実施している管理業務は,藤沢市ふじさわ宿交流館管理運営業務で,平成29年度の管理運営業務に要する経費の額は29,505,442円となっている。これが「藤沢市ふじさわ宿交流館条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて,基本協定書,年度協定書,仕様書,収支計算書,業務報告書等を調査した結果,適正に管理されているものと認められた。

また,9月15日に管理対象施設の現地調査をした結果,適切に管理されているものと認められた。